

松原市中規模小売店舗の出店等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中規模小売店舗の出店状況等に関する情報を把握するとともに、地域商業の発展、地域社会の健全な発展、市民生活の向上に資するため、中規模小売店舗の出店等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この要綱において「中規模小売店舗」とは、1つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。

(届出)

第3条 中規模小売店舗を新設（既存の建物の床面積を変更し、又は建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）しようとする者は、松原市中規模小売店舗新設届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(届出の時期)

第4条 前条に規定する届出の時期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合 当該許可申請前
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けなければならない場合 当該確認申請前
- (3) 前2号に該当しない場合において、その施設が中規模小売店舗に該当することとなる場合 中規模小売店舗に該当することとなる前

(届出事項の変更)

第5条 第3条に規定する届出を行った中規模小売店舗設置者は、その届出事項を変更しようとするときは、速やかに松原市中規模小売店舗変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(指導等)

第6条 市長は、第3条に規定する届出を受けたときは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の趣旨にのっとり、必要に応じて指導又は助言を行うことができるものとする。

(実施の細目)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年9月11日から実施する。